

第3期

飛騨市子ども・子育て 支援事業計画

(令和7年4月～令和12年3月)

令和7年3月 策定

目次

第1章	基本方針	1
1.	趣旨	1
2.	位置づけ	1
3.	計画期間	1
第2章	現状の分析	2
1.	子どもと家庭の状況	2
2.	子育て関連施設の状況	9
3.	飛騨市の子育て家庭のニーズ	10
4.	第2期計画の実績	18
第3章	計画の基本的な考え方	19
1.	基本理念	19
2.	基本目標	19
3.	計画の体系	20
第4章	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業	21
1.	教育・保育提供区域の設定	21
2.	各年度の教育・保育の量の見込みと確保方策	22
3.	各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	25
4.	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び体制の確保の内容	43
5.	教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組	43
6.	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	44
第5章	子ども・子育て支援、次世代育成に関する施策方針	45
1.	ライフステージを通じた支援の基盤づくり	45
2.	ライフステージごとの支援を充実する	47
3.	子育て当事者を支援する	49
4.	社会全体で子育て支援を推進する	49
第6章	計画の推進	51
1.	計画の進行管理	51
第7章	資料編	53
1.	前計画の個別事業の実績と評価	53

第1章 基本方針

1. 趣旨

子ども・子育て支援については、「少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）」等に基づき、総合的な施策が講じられてきました。平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「児童福祉法」の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

また、平成28年4月及び令和元年10月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設されました。

この新たな制度の下、市町村には、教育・保育の提供体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業を実施し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるようにすることが求められています。

本市では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月からの新制度スタートに合わせて、平成26年度に「飛騨市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から令和元年度）（以下、「第1期計画」と言います。）」を策定しました。第1期計画の終期である令和元年度中には「飛騨市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）（以下、「第2期計画」と言います。）」を策定し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施してきました。

令和6年度は、第2期計画の最終年度となることから、令和7年度以降の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施について子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備及び子どもの良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが幸せな状態で成長できるよう取り組むこととします。

2. 位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法（平成16年法律第120号）第8条に基づく計画としても位置付けます。

3. 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 現状の分析

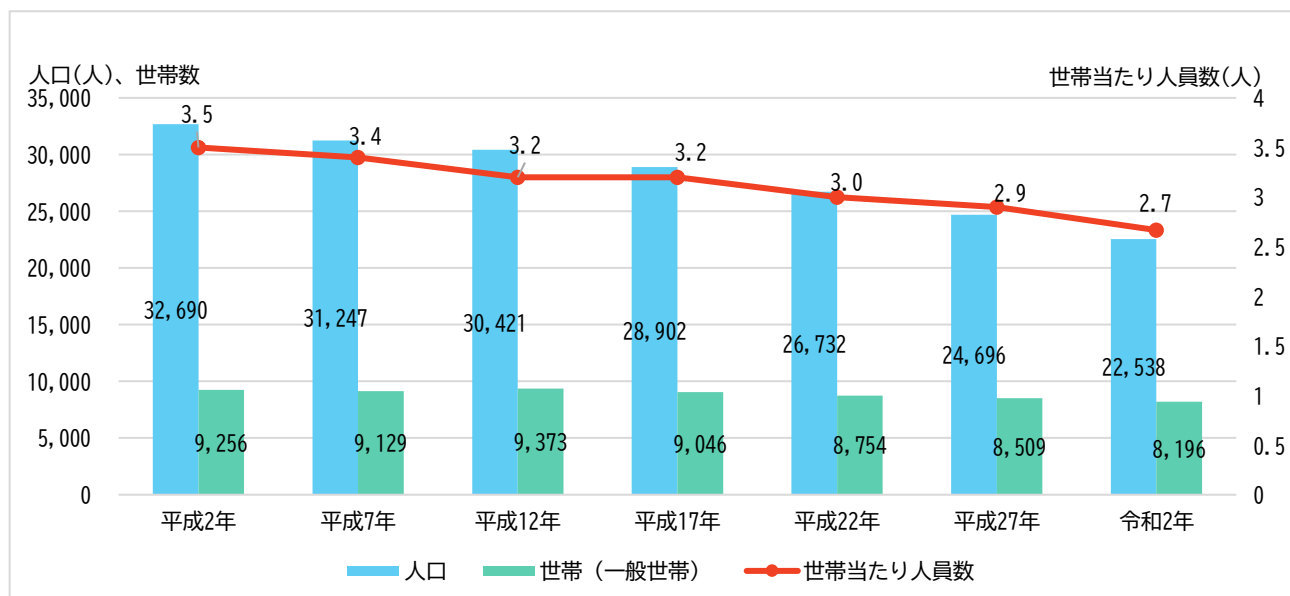
1. 子どもと家庭の状況

(1) 飛騨市の人口及び世帯数の状況

① 人口・世帯

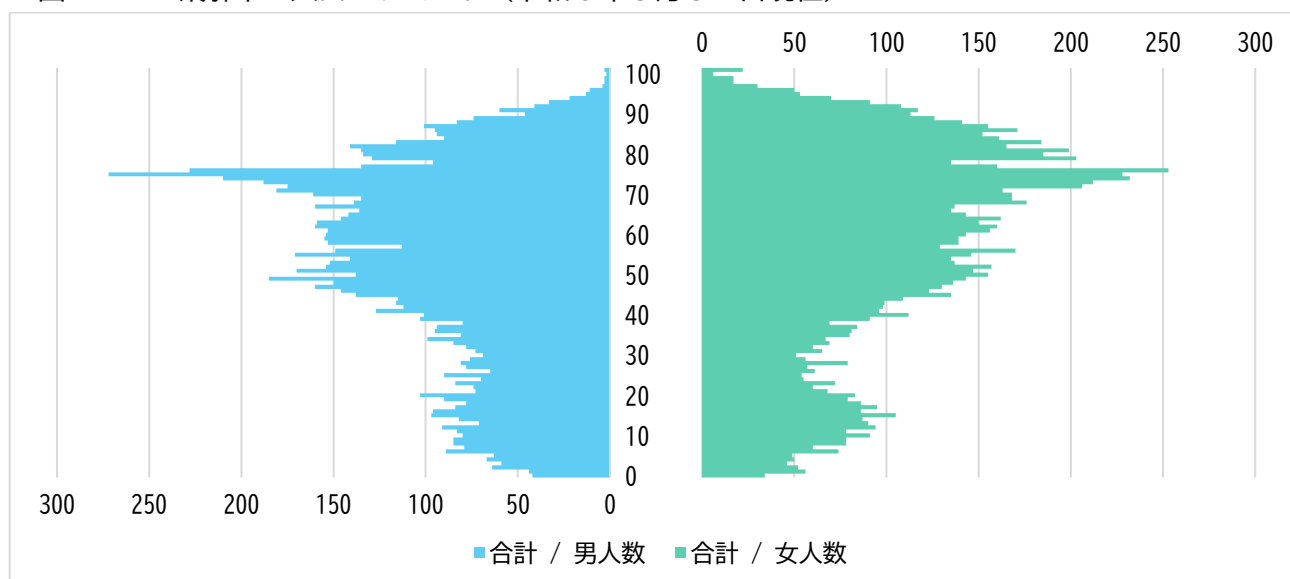
本市の人口¹は近年減少し続けています。人口の減少ペースに比べ、一般世帯数²は緩やかな減少傾向が続いており、昭和60年に3.6人だった世帯当たり人員数は平成27年には3.0を下回るまでに低下しています。年齢による住民基本台帳の人口は4年制大学を卒業する頃の年代が少なくなっています。

■ 図 2-1：飛騨市の人口、世帯数及び世帯当たり人員数の推移



出典：総務省「国勢調査」

■ 図 2-2：飛騨市の人口ピラミッド（令和6年3月31日現在）

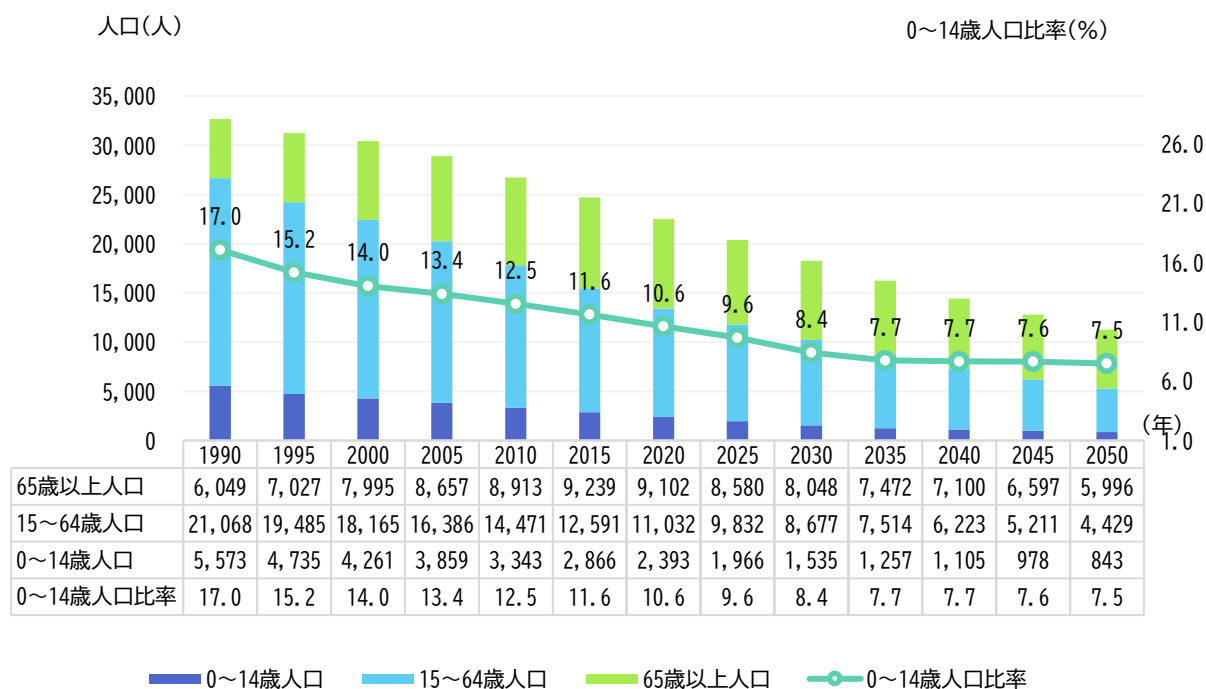


出典：飛騨市 市民福祉部市民保健課

¹ 平成12年以前は、旧古川町、旧河合村、旧宮川村、旧神岡町の合計数

² 一般世帯は病院、社会福祉施設などで生活している世帯を除く

■ 図 2-3：飛騨市の年齢階層別人口及び年少人口（0～14歳人口）比率の推移と将来推計

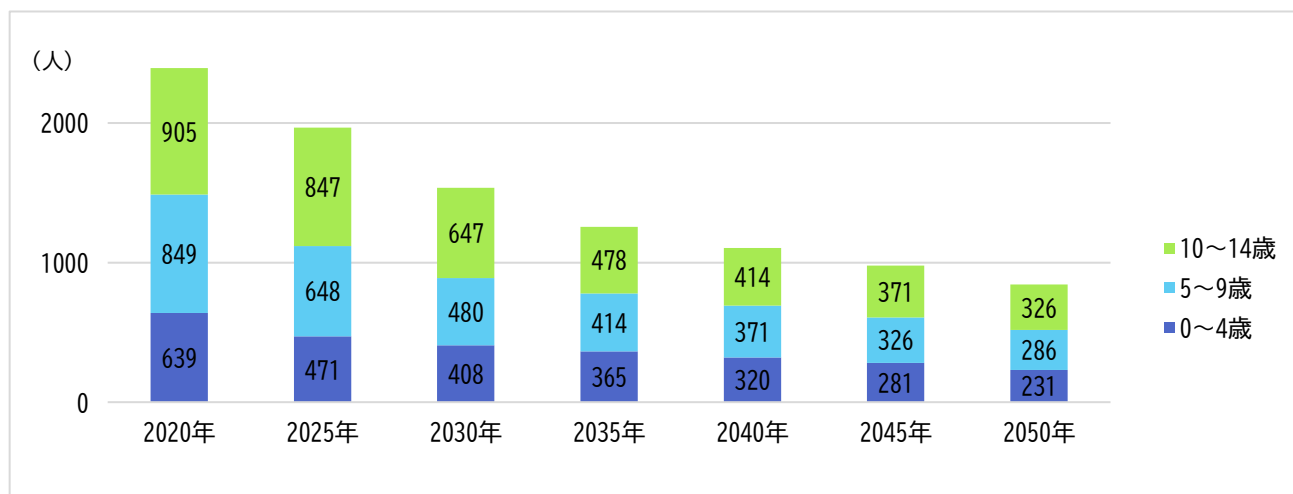


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

② 児童の将来推計人口

本市の0～14歳の推計人口は、どの年齢階級も減少傾向が続き、計画の終期である令和11（2030）年には1,535人、0～4歳では408人になると推計されます。

■ 図 2-4：飛騨市の0～14歳の将来推計人口



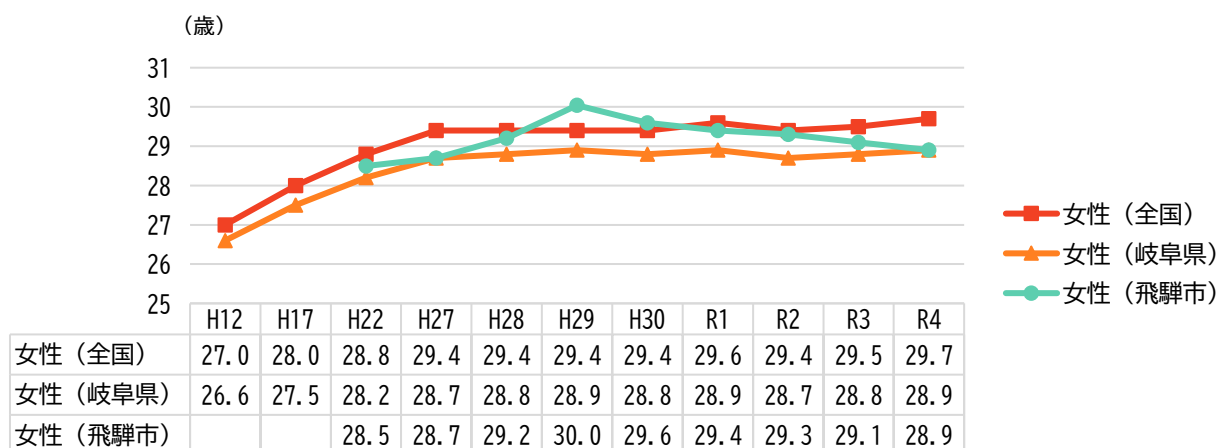
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

(2) 婚姻・出産の動向

① 平均初婚年齢

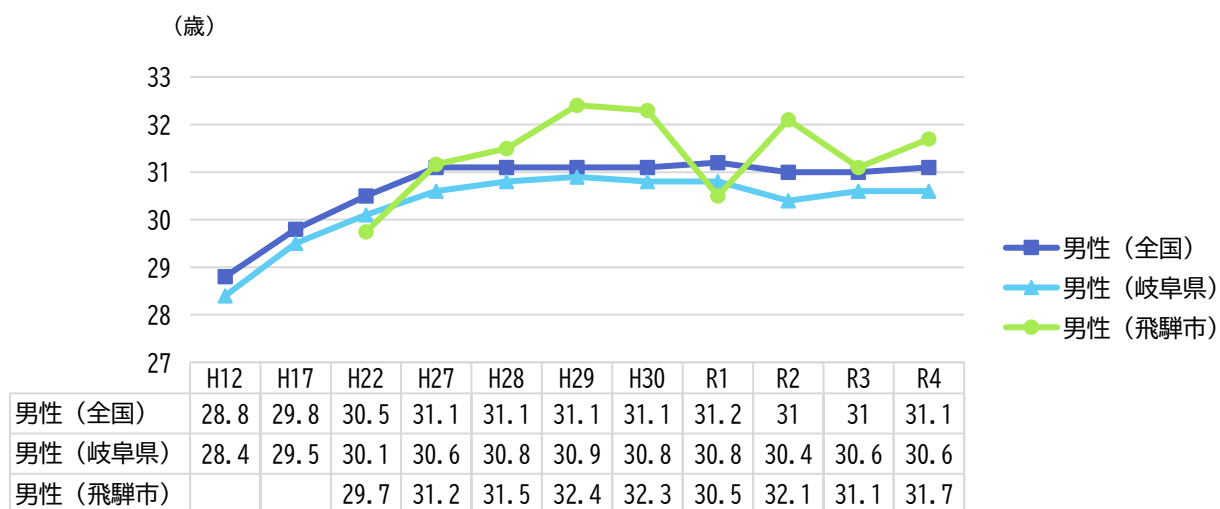
女性の平均初婚年齢は、全国、岐阜県とも平成27年以降横ばいで推移しています。本市では、平成29年以降下降傾向が続いており、令和4年には29歳を下回り、岐阜県平均と同じ水準になっています。男性の平均初婚年齢は、全体に女性よりも高く、本市の男性の平均初婚年齢は総じて全国、岐阜県の平均よりも高く推移しています。

■ 図 2-5：女性の初婚年齢の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

■ 図 2-6：男性の初婚年齢の推移

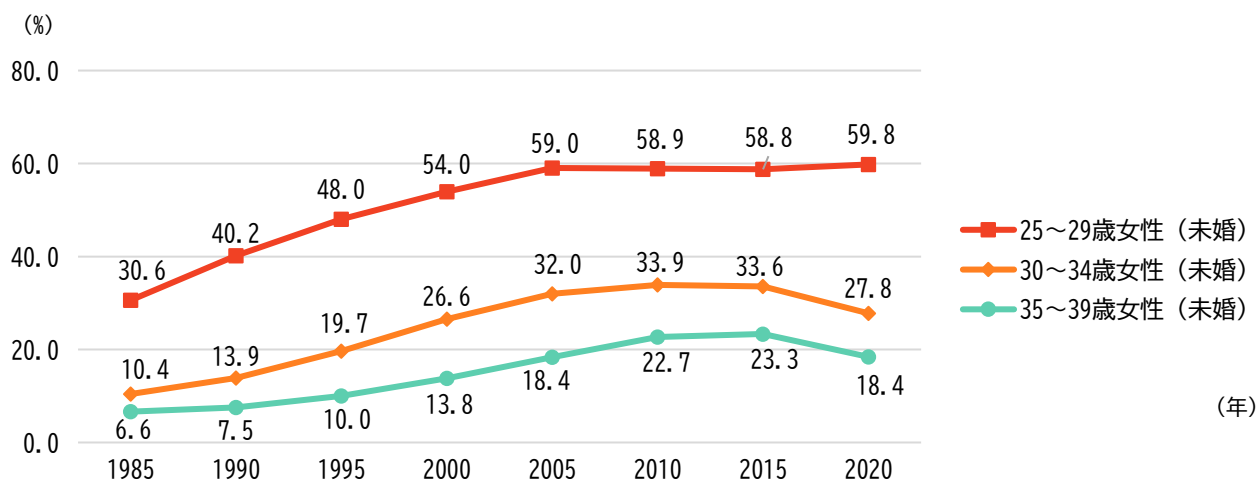


出典：厚生労働省「人口動態統計」

② 未婚率

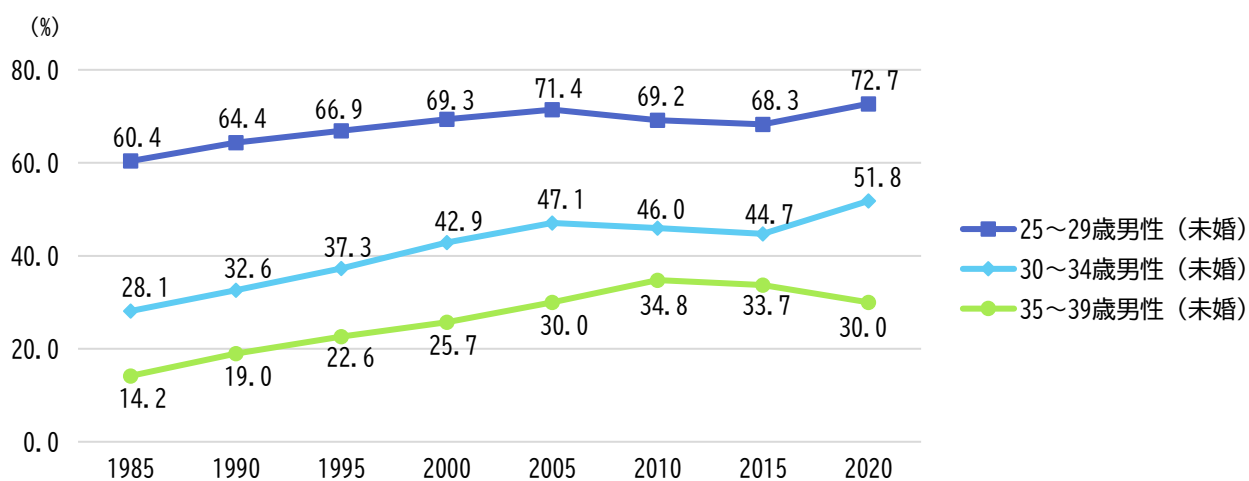
男女別の年齢階層別未婚率（全国平均）をみると、男女ともに平成17年（2005年）の調査以降20代後半、30代前半の年齢階層での未婚率はほぼ横ばいとなっています。しかし、30代後半は平成22年（2010年）の調査結果で上昇し、男女とも依然上昇したままとなっています。

■ 図 2-7：女性の年齢階層別未婚率（全国平均）の推移



出典：総務省「国勢調査」

■ 図 2-8：男性の年齢階層別未婚率（全国平均）の推移

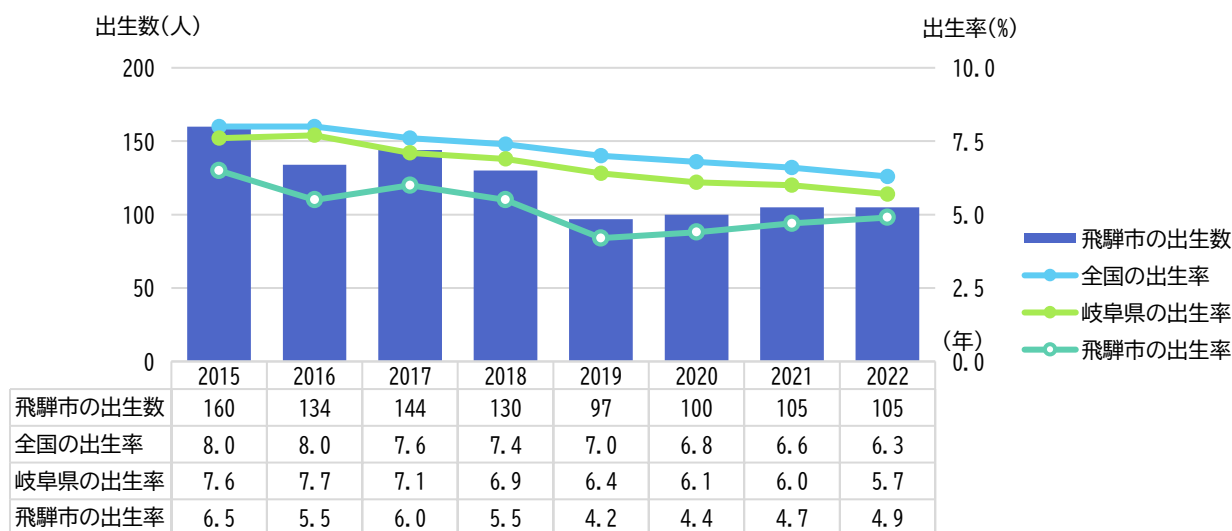


出典：総務省「国勢調査」

③ 出生数及び合計特殊出生率³の推移

本市の出生数は、平成27年（2015年）以降、減少傾向にあり、令和元年（2019年）には100人を割り込んでいます。また、本市の出生率（人口千人に対する出生数の割合）は、全国及び岐阜県を下回っています。

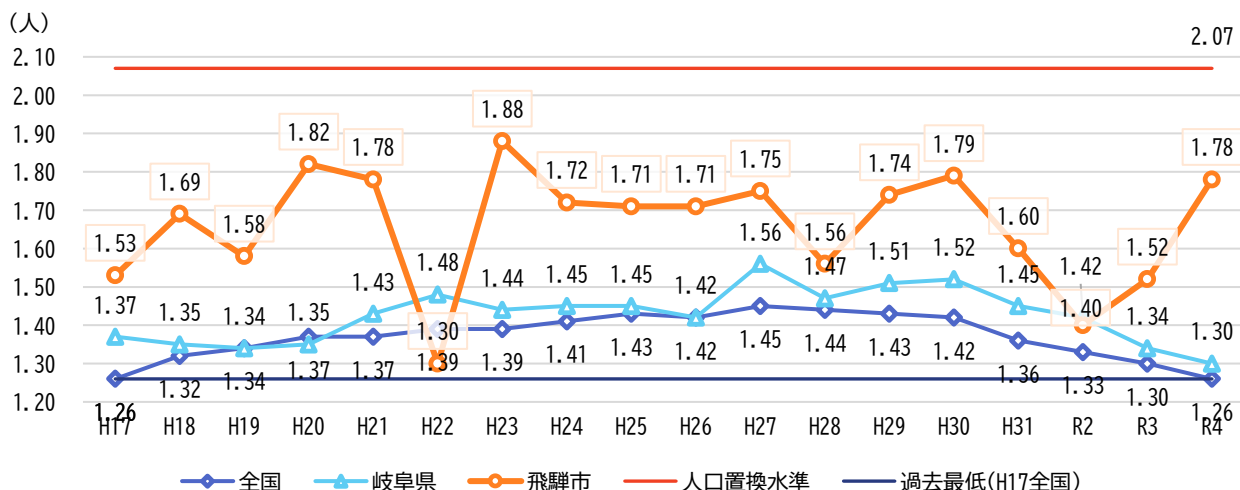
■ 図 2-9：飛騨市の出生数の推移



出典：岐阜県「飛騨圏域の公衆衛生」

本市の合計特殊出生率は人口置換水準（人口が増加も減少もしない合計特殊出生率の水準）の2.07を上回る年はありませんが、概ね全国と岐阜県を大きく上回っています。令和元年から令和3年にかけて平年を大きく下回りました。

■ 図 2-10：人口置換水準と全国・岐阜県・飛騨市を比較した合計特殊出生率の推移



出典：岐阜県「飛騨圏域の公衆衛生」

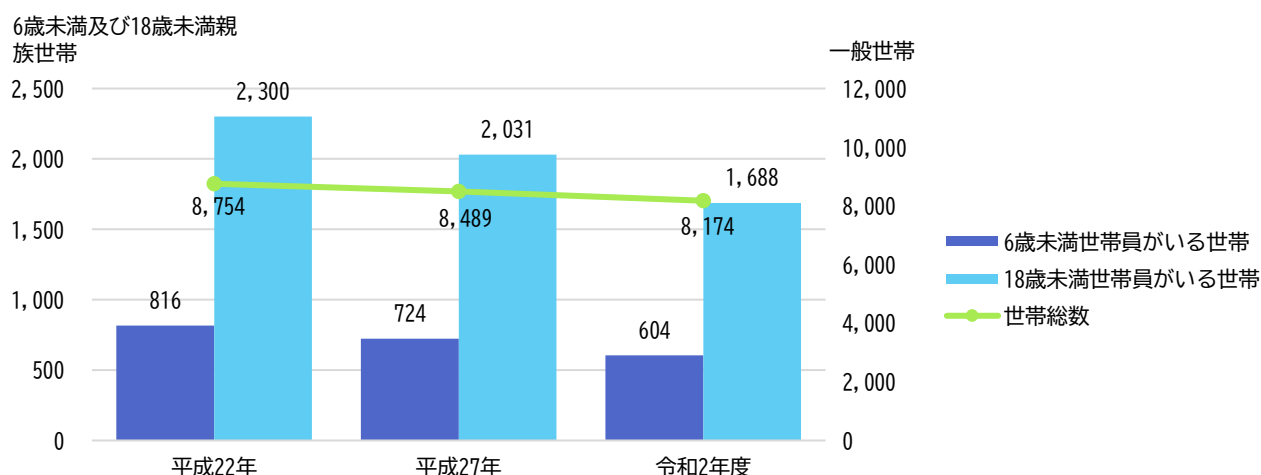
³ 合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。ここでは、1年間の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したものをいいます。

(3) 子どものいる世帯の状況

本市の令和2年の一般世帯数8,174世帯で、そのうち6歳未満親族がいる世帯は604世帯、18歳未満親族がいる世帯は1,688世帯となっています。一般世帯よりも子育て世帯の方が割合として大きく減少しています。

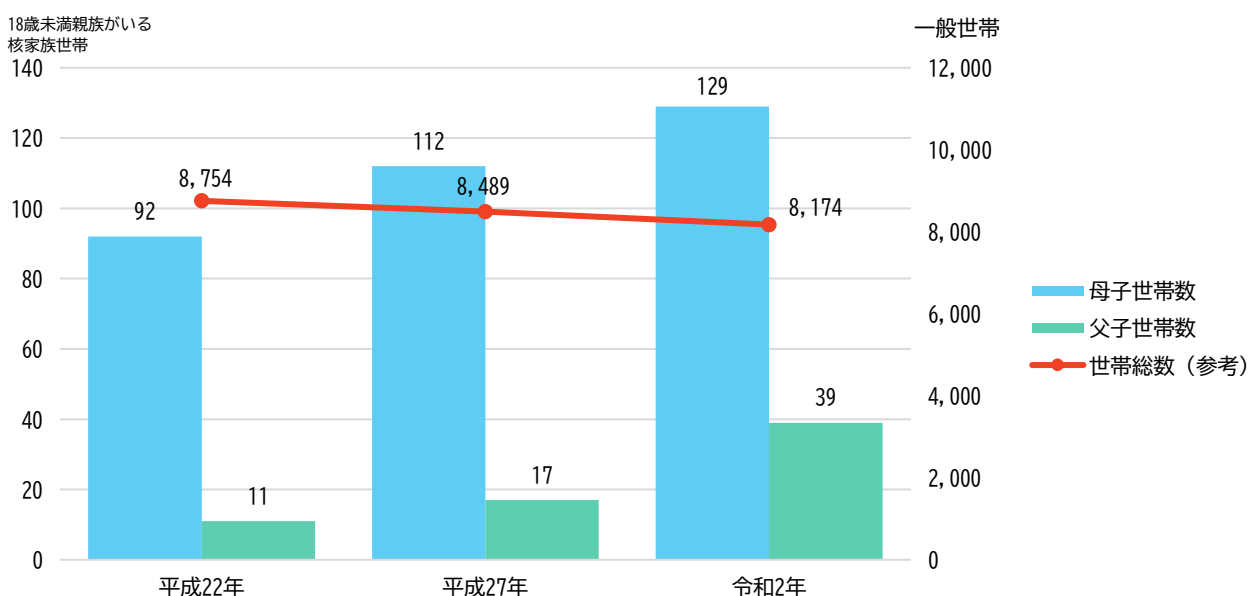
また、世帯総数は減少しているのに対し、ひとり親世帯の数は母子世帯・父子世帯とも大きく増加しています。

■ 図 2-1 1：飛騨市の6歳未満親族がいる世帯及び18歳未満親族がいる世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

■ 図 2-1 2：飛騨市の18歳未満親族がいるひとり親世帯数の推移



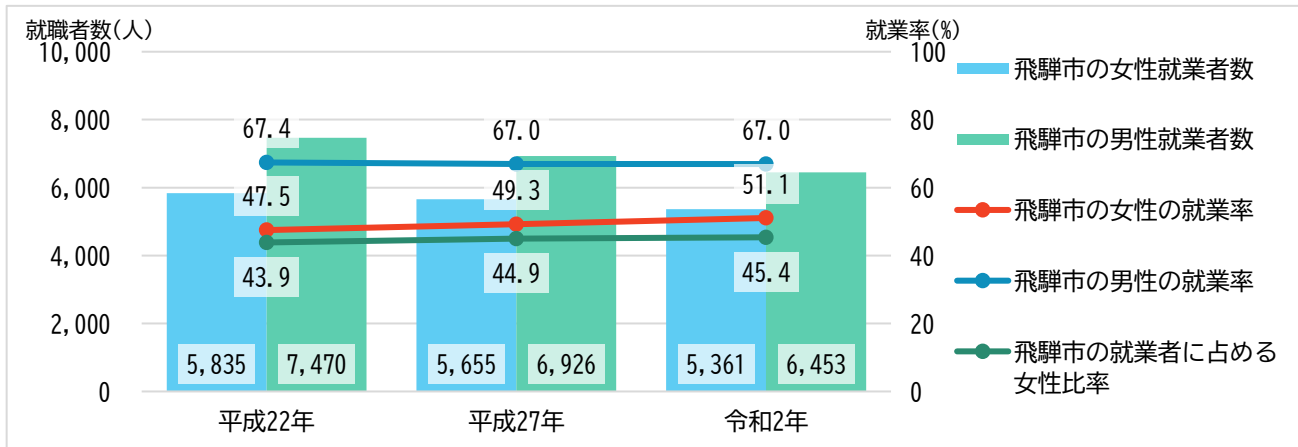
出典：総務省「国勢調査」

(4) 働く女性の状況

① 男女別就業率の推移

本市の就業者数は男性・女性ともに減少傾向にあります。しかし、女性の就業率は前回に比べて増加し、働き手全体の中に占める女性就業者の比率は増加しつつあります。

■ 図 2-13：飛騨市の就業者数及び男女別就業率の推移

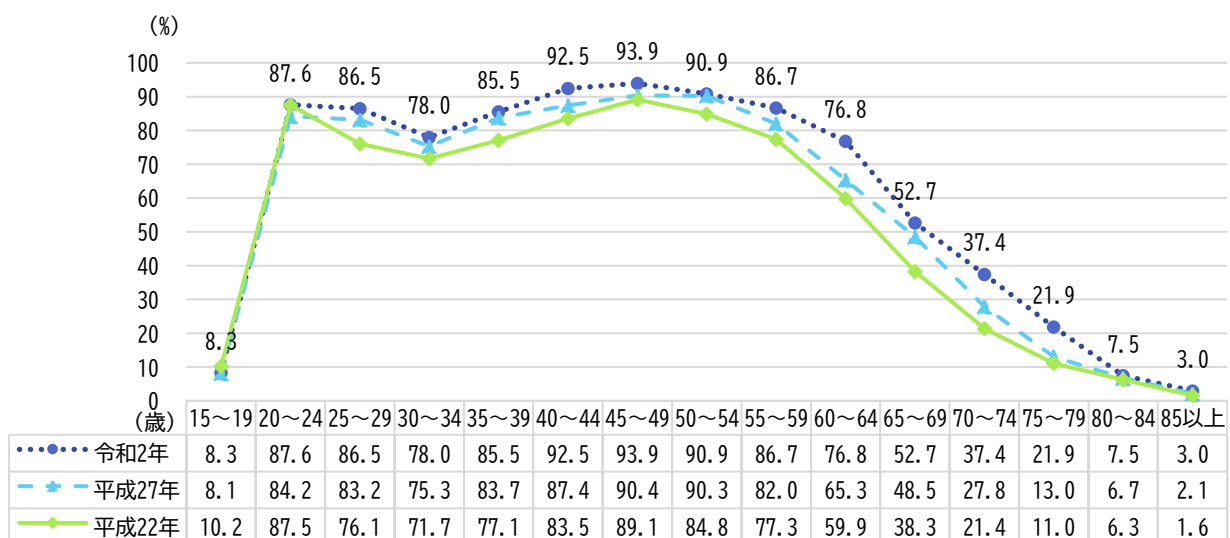


出典：総務省「国勢調査」

② 女性の労働力人口比率

女性の年齢階級別労働力人口比率は、結婚・出産期に当たる25～29歳及び30～34歳を底とするM字カーブを描くことが知られています。日本全体でみれば、令和5年時点ではこのM字カーブはほぼ解消しています（内閣府：男女共同参画白書（令和6年版））が、本市では、M字カーブの底の形状がはっきり見られます。ただし、M字カーブの底は年々浅くなり、20～24歳から25～29歳での減少はほぼなく、結婚・出産によるものと考えられる女性の労働力人口比率の低下は、30～34歳で底を打つことが顕著に確認出来ます。また、20歳以上の全年齢階級において労働力人口比率が上昇しています。

■ 図 2-14：飛騨市の女性の労働力人口比率の推移



出典：総務省「国勢調査」

2. 子育て関連施設の状況

(ア) 認定こども園、保育園（認可外含む、休園は除く）

区分		施設数 (令和6年度)	定員 (令和6年度)	令和6年10月1日時点 入所児童数
保育園	公立	4か所	325名	140名
	私立	3か所	480名	379名
合計		7か所	805名	519名

(イ) 地域子育て支援センター

区分	施設数 (令和6年度)	延べ利用人数 (令和5年度)	備考
地域子育て支援拠点事業実施施設	3か所	11,079人	就学前乳幼児

(ウ) 放課後児童クラブ

区分	施設数 (令和6年度)	登録児童数 (令和5年度)	備考
放課後児童クラブ実施施設	3か所	266人	河合小学校区及び宮川小学校区については、合同で河合小学校敷地内施設で実施

(エ) ファミリー・サポート・センター

区分	施設数 (令和6年度)	延べ利用人数 (令和5年度)	備考
ファミリー・サポート・センター	1か所	438人	

(オ) 病児・病後児保育施設

区分	施設数 (令和6年度)	延べ利用人数 (令和5年度)	備考
病児・病後児保育事業実施施設	2か所	838人	

(カ) 子育て短期支援事業〔ショートステイ事業／トワイライトステイ事業〕

区分	施設数 (令和6年度)	延べ利用人数 (令和5年度)	備考
ショートステイ実施施設	2か所	0日	
トワイライトステイ事業	2か所	0日	

3. 飛騨市の子育て家庭のニーズ

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

① 目的

「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、子どもを取り巻く状況や保護者の生活実態と意見・要望を把握することを目的に、子どもの保護者を対象として「飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」と言います。）」を実施しました。

② 調査実施方法

調査地域	飛騨市全域
調査期間	令和6年1月29日～2月16日
調査基準日	令和5年12月1日
調査対象 対象児童	飛騨市在住の小学4年生以下のお子さんをお持ちのすべての世帯・保護者 調査対象世帯の小学4年生以下の長子 ①小学生：530人（平成31年 625人） ②保育園児：194人（ 〃 296人） ③3歳未満児：163人（ 〃 176人） 計 887人
調査票の内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業（幼稚園や保育園など）の利用状況や利用意向、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向、育児休業等の利用状況や利用意向など
調査票の配布・回収方法	保護者に対し、保育園、小学校を通じ調査票を直接配布し、回収しました。未就園児及び一部保育園児については、調査票を郵送により配布・回収しました。

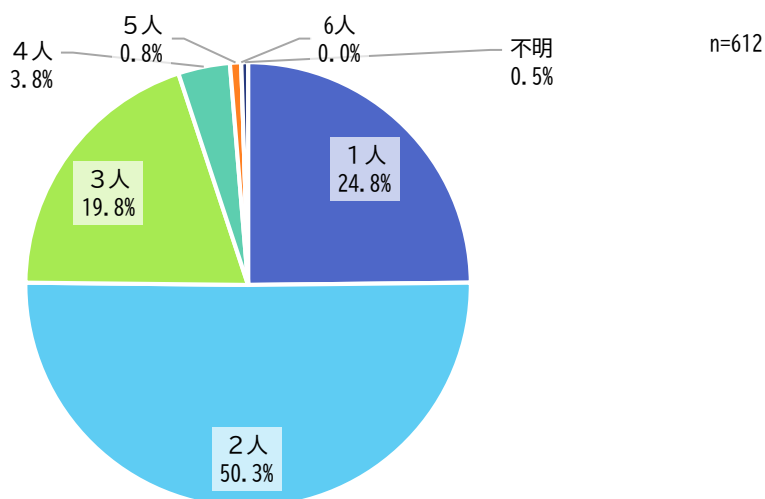
③ 調査結果

調査年度	配布数（件）	有効回答数（件）	有効回答率（％）
令和5年度	887	612	69.0%

(2) 飛騨市の子育て世帯の子ども的人数と主な育児担当

令和5年度に行ったニーズ調査の結果を見ると、調査対象世帯の子ども的人数は「2人」が50.3%ともっとも多く、次いで「1人」が24.8%、「3人」が19.8%となっており、2人以上の育児を行う家庭が4分の3以上となっています。

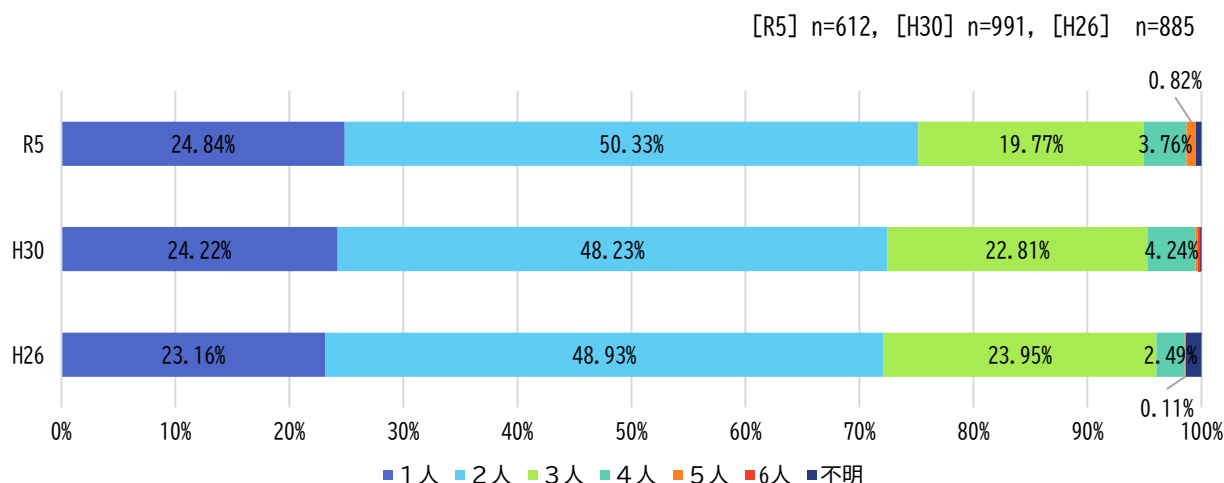
■ 図 2-15：世帯別子ども人数の分布



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

平成30年度と令和5年度の調査結果から世帯の子ども的人数の割合について比較すると子どもが3人以上いる世帯が減少し、「1人」又は「2人」の世帯の割合が増加する傾向があります。

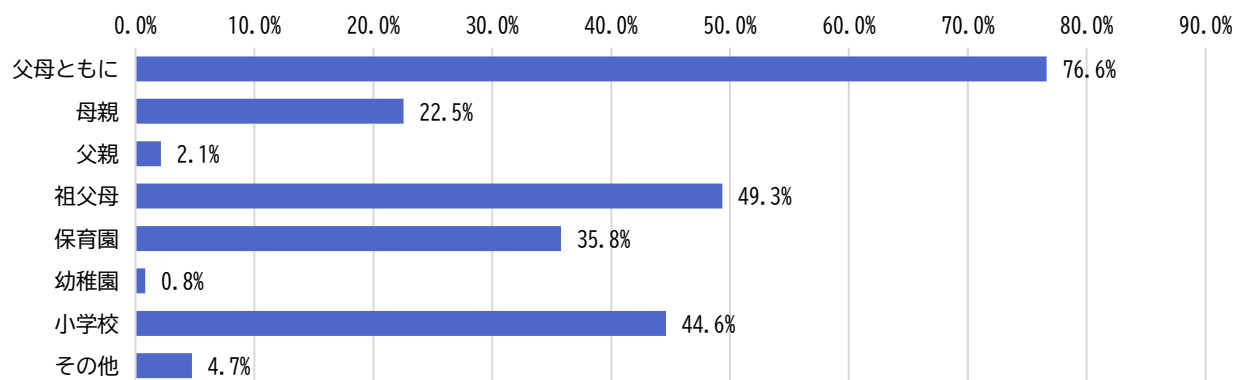
■ 図 2-16：世帯別子ども人数経年比較



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

このうち、子どもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）をみると、「父母ともに」76.6%で最も多く、次いで「祖父母」49.3%、「小学校」44.6%、「保育園」35.8%、「母親」22.5%の順となっています。

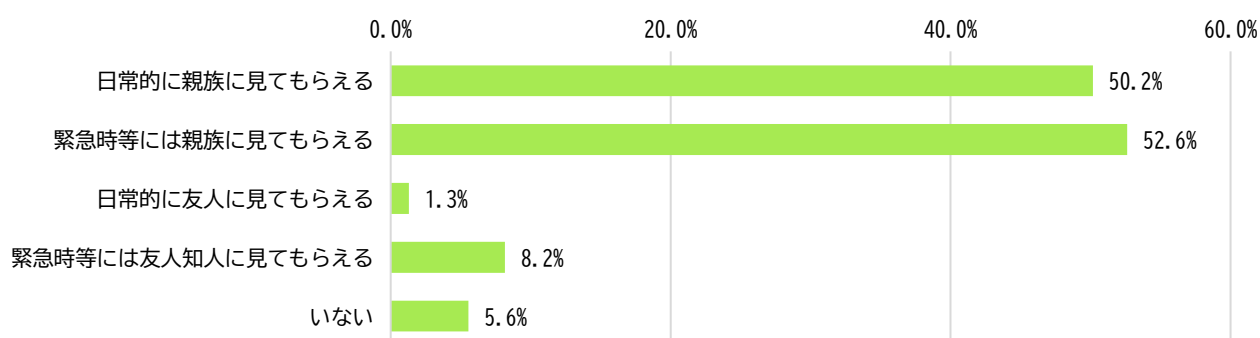
■ 図 2-17：子育てに日常的に関わっている方（複数回答）



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子どもをみてもらえる親族・知人の状況は、「日常的に親族に見てもらう」が50.2%、「緊急時等には親族に見てもらう」が52.6%と多くが親族・知人等の協力者の支援を得ている一方、育児に際し孤立状態となりがちな「いない」は5.6%となっています。

■ 図 2-18：子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）

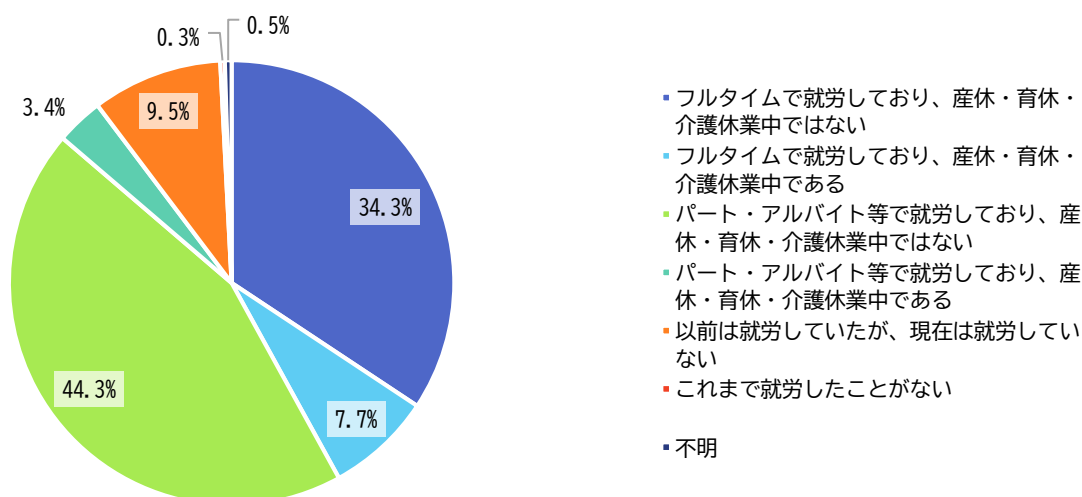


出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(3) 飛騨市の母親の状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.3%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.3%で、「就労しており、産休・育休・介護休業中でない」方の割合が78.6%となっています。

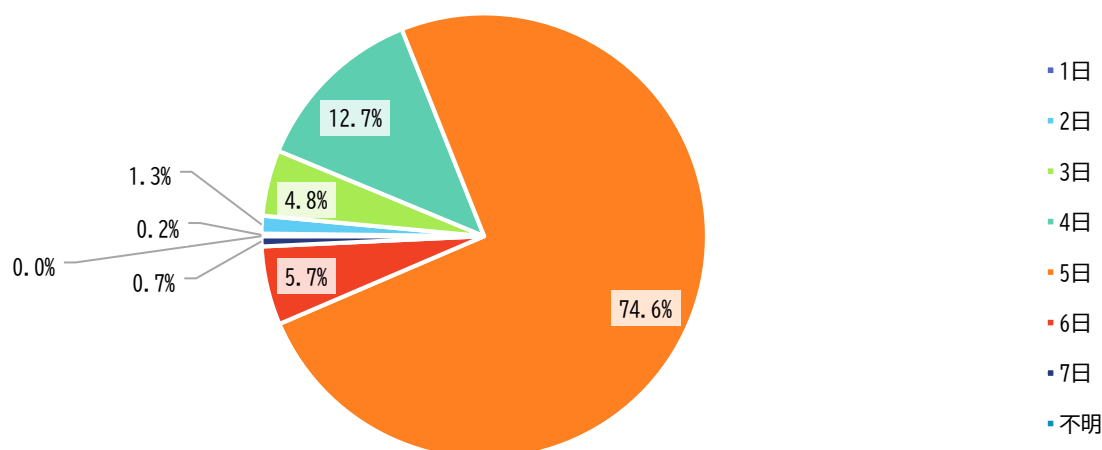
■ 図 2-19：保護者（母親）の就労状況



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

母親の1週当たり就労日数をみると、「5日」が74.6%と最も多くなっています。「6日以上」が6.4%あることから、必要に応じて保育事業の整備などが求められていると考えられます。

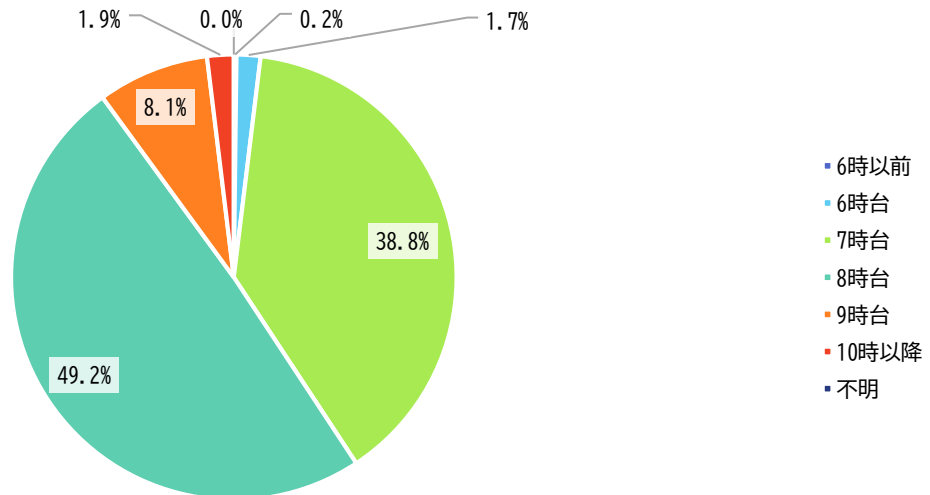
■ 図 2-20：保護者（母親）の1週当たり就労日数



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

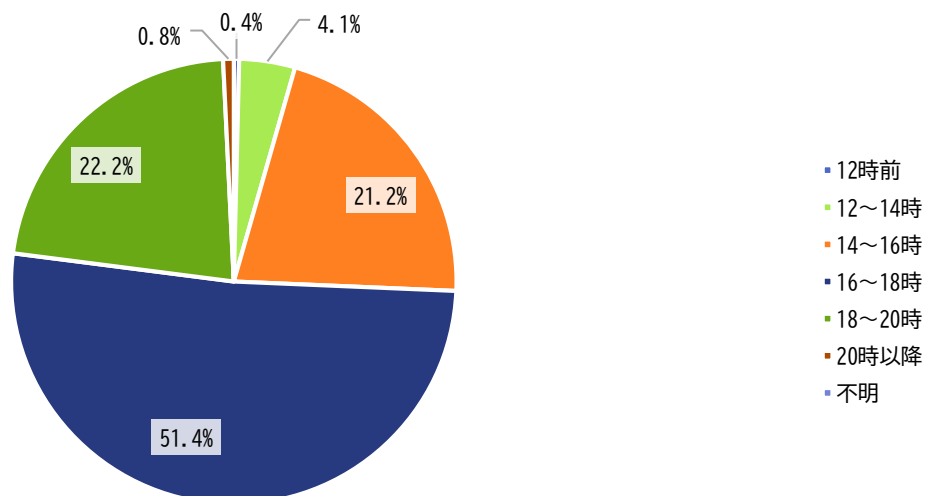
就労している母親が家を出る時刻をみると、「7時台」が38.8%、「8時台」が49.2%となっており、「7～8時台」が全体の8割以上となっています。一方、就労している母親の帰宅時刻は「16時～18時」が51.4%と最も多く、「18～20時」が22.2%、「14～16時」が21.2%となっています。

■ 図 2-21：保護者（母親）の就労に際して「家を出る時刻」



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

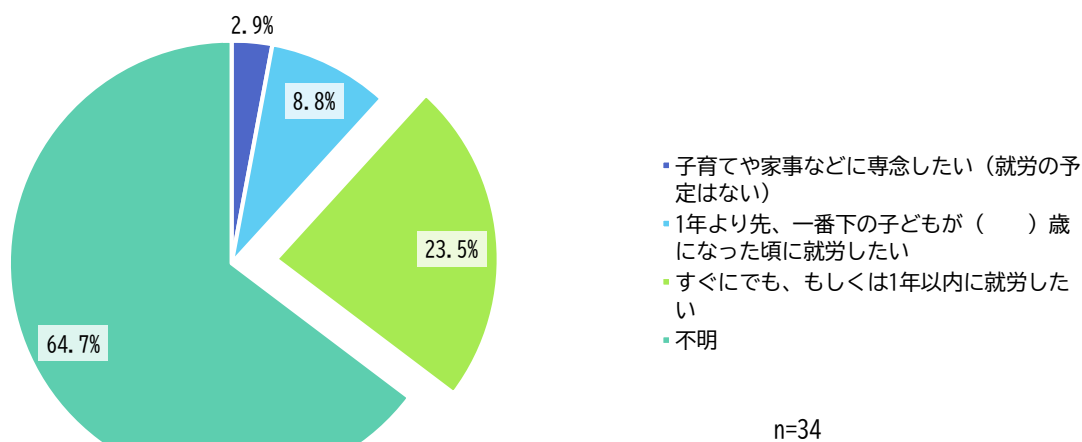
■ 図 2-22：保護者（母親）の就労に際して「帰宅する時刻」



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」とする方が23.5%となっています。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択した方が希望する就労形態をみると「フルタイム」が31.8%となっており、母親が現在就労していない家庭の中にも教育・保育事業の潜在的な利用希望者が一定数見込まれます。

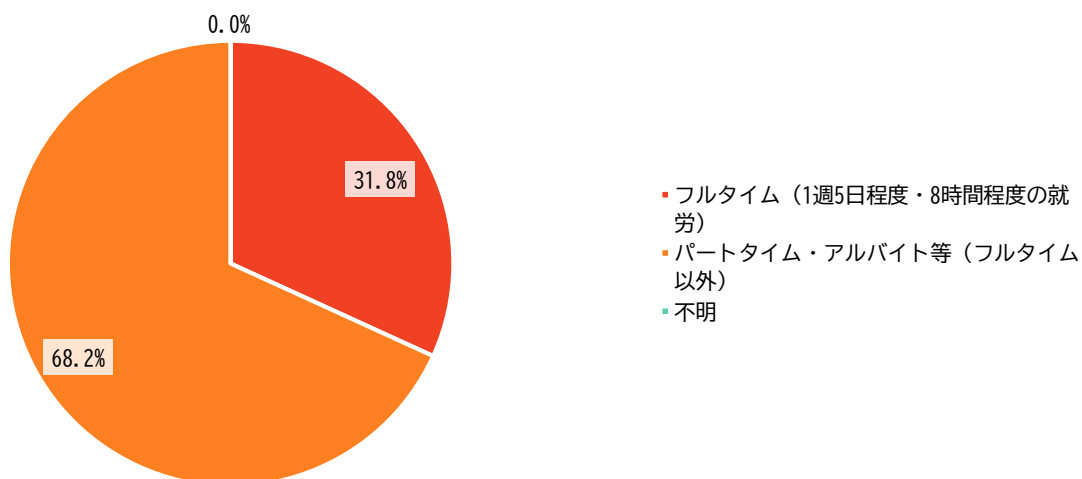
■ 図 2-23：現在 就労していない保護者(母親)の就労希望に関する状況



※（ ）内は就労したいと思う子どもの年齢が入ります。

出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 図 2-24：希望する就労形態（母親）

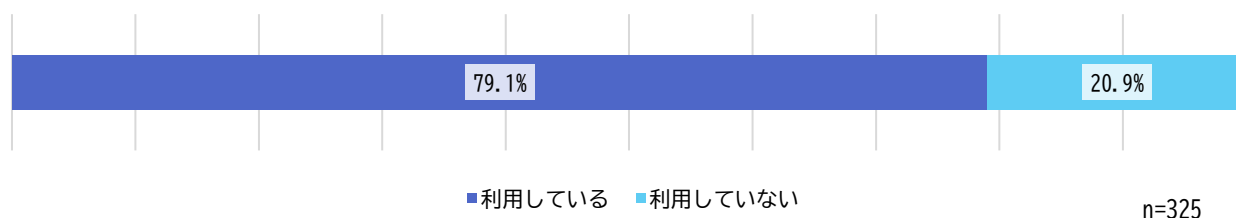


出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(4) 飛騨市における子育て支援事業の利用状況

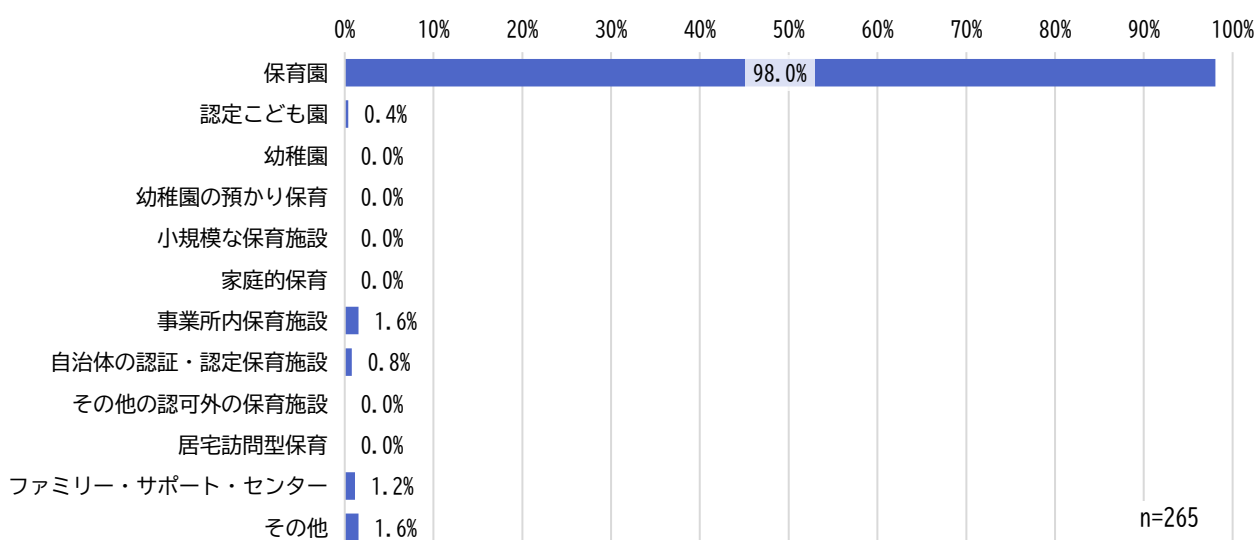
0歳～6歳の対象児童のうち、平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」は79.1%であり、そのうち「保育園」の利用割合が最も多く98.0%を占めています。

■ 図 2-25：「定期的な教育・保育事業」の利用の有無



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 図 2-26：利用している「定期的な教育・保育事業」の種類（複数回答）



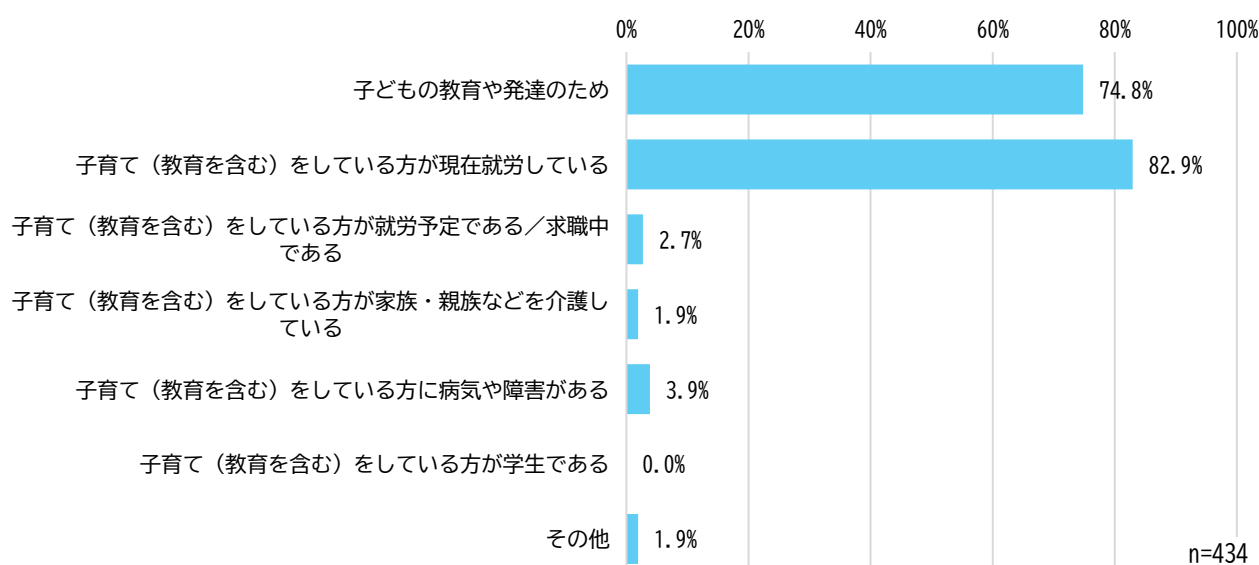
出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

第2章 現状の分析

平日に定期的な教育・保育の事業を利用する理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が82.9%、「子どもの教育や発達のため」が74.8%と、この2つに理由が集中しています。

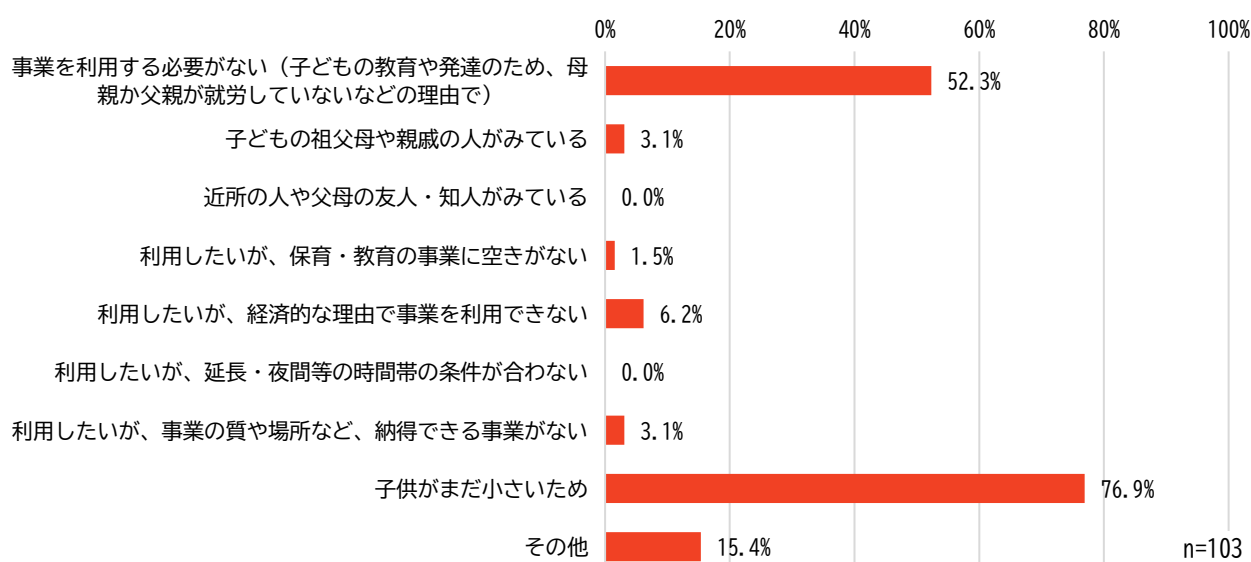
また、利用していない理由として「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）」が52.3%と「子どもがまだ小さいため」が76.9%と集中しています。それ以外では、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が6.2%となっています。

■ 図 2-27：「定期的な教育・保育事業」の利用理由（複数回答）



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 図 2-28：「定期的な教育・保育事業」を利用しない理由（複数回答）



出典：飛騨市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

4. 第2期計画の実績

令和5年度を始期とする第2期計画について、実績が確定している令和5年度分までの実績を点検・評価しました。個別の事業に係る実績と評価については、第7章に掲載しています。

① 全体の達成状況

令和5年度では、目標に対し80%以上の実績を表すA評価以上の項目は全体の68.9%ありました。

施策方針	達成状況（R5年度）				評価 対象外
	S	A	B	C	
1 「子どもからの視点」に基づく施策の展開		6 66.7%	3 33.3%		4
(1) 幼児期の教育・保育の充実		3 75.0%	1 25.0%		2
(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・サービスの充実		3 60.0%	2 40.0%		2
2 「保護者からの視点」に基づく施策の展開	3 14.3%	14 66.7%	4 19.0%		7
(1) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進	1 10.0%	9 90.0%			1
(2) 安心と喜びの子育て	1 12.5%	4 50.0%	3 37.5%		
(3) 支援を必要とする児童生徒への取り組みの推進	1 33.3%	1 66.7%	1 33.3%		6
3 「地域からの視点」に基づく施策の展開		8 53.3%	5 33.3%	2 13.3%	3
(1) 地域による子育て支援の輪を広げる		5 62.5%	2 25.0%	1 12.5%	
(2) 子育てと仕事の両立支援の充実		1 50.0%	1 50.0%		
(3) 安全で子育てにやさしい生活環境づくり		2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	3
4 「飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開		4 100.0%			
(1) 飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業		4 100.0%			

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では第1期（平成27年度～平成31年度）、第2期（令和2年度～令和6年度）と同様に、平成21年度に策定した「次世代育成支援対策推進後期行動計画」で打ち出した、子どもは家族の宝であり、地域の宝であることを明確にした理念を継承し、今後も地域社会が一丸となって子どもと子育て家庭を支援する、子育てをしやすいまちづくりを目指していきます。

みんなで育もう、地域の宝

～子育てにぬくもりを、子どもから飛騨市に元気を～

2. 基本目標

本計画では、基本理念に基づき「子ども」に対する施策、その「子どもを育てる子育て当事者」に対する及び「社会全体」に対する施策という視点に立ち基本目標を設定することとします。また、子どもに対しての支援施策は、「子どもの成長過程全般にわたるもの」と「子どもの年代ごとに変化するもの」に大別されるため、それぞれの視点から基本目標を設定します。

3. 計画の体系

基本目標及びそれに対する施策方針、施策方針を実現するための基本施策を施策体系とし、個別の施策は各目標の進捗状況等を鑑み各年度の政策協議により検討することとします。各基本目標と施策方針は下の図のとおりです。

子育てにぬくもりを、子どもから飛騨市に元気を
みんなで育もう、地域の宝

【基本目標1】 ライフステージを通した支援の基盤づくり

- 施策方針
 - (1) こどもまんなか社会の実現
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) 切れ目のない支援の提供
 - (4) 子どもの貧困対策
 - (5) 障がい児・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待の防止・社会的養護の推進
 - (7) 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

【基本目標2】 ライフステージごとの支援の充実する

- 施策方針
 - (1) 誕生前から幼児期までの支援の充実
 - (2) 就学から義務教育修了までの支援の充実
 - (3) 青年期までの支援の充実

【基本目標3】 子育て当事者を支援する

- 施策方針
 - (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - (2) 地域子育て支援・家庭教育支援の充実
 - (3) 共働き・共育で男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
 - (4) ひとり親家庭への支援

【基本目標4】 社会全体で子育て支援を推進する

- 施策方針
 - (1) 多様な声を施策に反映させる
 - (2) 子ども施策の共通の基盤となる取組を強化する

第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、該当区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育の提供区域の設定においては、地理的条件、子どもの人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に判断することが求められます。

本市では子どもの人数と現実の利用状況を踏まえ、教育・保育提供区域を市全域と設定します。

■表 4-1：飛騨市内保育園一覧（令和6年度）

区分	保育園名	所在地	定員 (名)	未満児 保育	延長 保育	障がい児 保育	子育て 相談	一時 保育	体調不良 児保育	休日 保育
公立	宮城保育園	古川町 栄二丁目11-12	160	○ 6か月～	○ ～午後6時30分	○	○	○ 6か月～	—	○
	河合保育園	河合町 角川974-2	45	○ 1歳児～		○	○ ※1	○ 1歳児～	—	
	宮川保育園	宮川町 野首30-2	20	○ 2歳児～		○	○	○ 2歳児～	—	
	旭保育園	神岡町 殿979	100	—		○	○	○ 1歳児～	—	
	山之村保育園	神岡町 森茂1649-1	20	○ 2歳児～			○	○ 2歳児～	—	
私立	増島保育園	古川町 是重123	180	○ 6か月～	○ ～午後7時	○	○ ※2	○ 6か月～	○	
	さくら保育園	古川町 杉崎553-1	150	○ 57日目～	○ ～午後7時	○	○ ※2	○ 57日目～	—	○ 祝日のみ
	双葉保育園	神岡町 殿1081-14	150	○ 6か月～	○	○	○	○ 6か月～	—	

※表中の「1歳児」又は「2歳児」の表記は、4月1日時点で「満1歳」又は「満2歳」である児童をいう

※1 子育て支援センターを併設

※2 子育てステーションを併設

2. 各年度の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

令和7年度から令和11年度までの就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

事業内容

教育を希望する児童保育を必要とする児童に対して、保育園などの施設において必要量を確保し、質の高い教育・保育を提供します。

対象となる児童

- 1号認定 満3歳以上かつ就学前で、学校教育のみを希望する子ども(保育の必要なし)
- 2号認定 満3歳以上かつ就学前で、保育を必要とする子ども
- 3号認定 満3歳未満で、保育を必要とする子ども

実施状況

- 実施施設数（令和6年度 飛騨市内）
 - 認定子ども園 0施設（定員 0名）
 - 保育園 7施設（定員 805名）
- 対象児童数（令和6年10月1日現在）※受託児含む
 - 1号認定 3歳以上 20名
 - 2号認定 3歳以上 317名
 - 3号認定 1・2歳児 154名
 - 0歳児 28名
- 利用実績 ※年度末人数、広域委託を含む・受託を除く

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内認定こども園	0	0	0
市内保育園	593	567	559
市内事業所内保育等	0	0	0
市外保育所等	6	5	7
合計	599	572	566

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号認定	24	22	18
2号認定	436	388	373
3号認定	139	162	175
合計	599	572	566

量の見込みと確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

(単位：人)

年度	量の見込み 確保方策	1号認定	2号認定	3号認定			計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	
		(教育ニーズ)	(保育ニーズ)	(保育ニーズ)	(保育ニーズ)	(保育ニーズ)	
R 7	①量の見込み	12	289	65	56	75	575
	②確保方策	0	420	66	68	76	630
	②－①	-12	131	1	12	1	55
R 8	①量の見込み	12	276	64	63	58	489
	②確保方策	12	348	66	68	76	570
	②－①	0	72	2	5	18	81
R 9	①量の見込み	12	253	64	61	67	475
	②確保方策	12	348	66	68	76	570
	②－①	0	95	2	7	9	95
R 10	①量の見込み	10	233	63	61	63	447
	②確保方策	12	348	66	68	76	570
	②－①	2	115	3	7	13	123
R 11	①量の見込み	9	221	60	60	63	432
	②確保方策	12	348	66	68	76	570
	②－①	3	127	6	8	13	138

確保の内容及びその実施時期

近年の実績及び意向調査や、現状の利用定員の合計、把握できている事業者の事業展開意向を基に確保方策を設定しました。

なお、1号認定の令和7年度の量の見込みに対し確保方策が不足していますが、これは市内には幼稚園又は認定こども園がなく、1号認定の利用定員がないため、1号認定のニーズは2号認定の余剰で受け入れを行うこととなることから、実際には待機児童は発生しない見込みです。

(2) 保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

● 保育利用率とは

保育利用率は、以下の考え方で算出します。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもに係る保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数}}$$

● 保育利用率の目標値の設定

量の見込みに対応する保育の量を確保することとされていることから「保育利用率の目標値」は、令和5年度に実施したニーズ調査により把握された3号認定に該当する子どもの保育の利用の意向率が高いことと近年の利用実績を考慮し、目標値は厚生労働省の「新子育て安心プラン」に示される女性就業率の令和7年度目標である82.0%とします。

保育の利用定員数に関する各年度の整備目標は、「教育・保育事業」の「量の見込みと確保方策」に示されている通りです。

● 保育利用率の目標値

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	82%	82%	82%	82%	82%
1歳児	82%	82%	82%	82%	82%
2歳児	82%	82%	82%	82%	82%

3. 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計に当たっての考え方

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計に当たって、ニーズ調査により把握された利用希望のほか、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業（「子育て短期支援事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」及び「親子関係形成支援事業」を言います。）の量の見込みの推計には、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案することとされています。

● 地域子ども・子育て支援事業の一覧及び本市での事業実施状況

事業	事業実施の有無	量の見込みの推計
利用者支援事業	有	○
延長保育事業	有	○
実費徴収に係る補足給付を行う事業	有	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	無	
放課後児童健全育成事業	有	○
子育て短期支援事業	有	○
乳児家庭全戸訪問事業	有	○
養育支援訪問事業	有	○
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	無	
子育て世帯訪問支援事業	無	○
児童育成支援拠点事業	無	○
親子関係形成支援事業	無	○
地域子育て支援拠点事業	有	○
一時預かり事業	有	○
病児保育事業	有	○
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	有	○
妊婦健康診査事業	有	○
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	無	○
妊婦等包括相談支援事業	有	○
産後ケア事業	有	○

(2) 各事業の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業について各事業の量の見込み及び確保方策を以下に記載します。

なお、地域子ども・子育て支援事業のうち、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」及び「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」については、量の見込みの算出は行いません。

① 利用者支援事業

事業内容

子どもや保護者が身近な場所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに利用に当たっての相談に応じます。

実施状況

令和4年の児童福祉法改正により、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うことも家庭センターの設置に努めることとされています。本市においては、既に設置している子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点が母子保健機能及び児童福祉機能を担っており、更には地域生活安心支援センターによりワンストップの相談窓口を設置し、必要に応じ関係機関との連絡・調整を行う体制を構築していることから、事実上、一体的に相談支援を行う体制ができていますが、相談支援を行う体制を更に充実させるため、令和7年度にこども家庭センターを設置する予定です。

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

(単位：か所)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭センター	1	1	1	1	1
②確保方策	こども家庭センター	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

令和7年度からこども家庭センターを設置する予定です。また、配置上求められる職員等を今後も維持します。

② 延長保育事業

事業内容

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育園における通常の開所時間を延長して保育を行います。

実施状況

● 実施施設数（令和6年度）

私立保育園 2施設（午前7時30分～午後7時00分）

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施施設数（単位：か所）	2	2	2
利用人数（単位：人）※	0	0	0

※年間の開所日数に対する平均対象児童数が「1」以上とならないため利用実績なし

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

（単位：延べ利用人数/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	26	25	24	23
②確保方策	28	26	25	25	23
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

過去の利用実績から量の見込みに対応できる体制が確保されており、提供水準の維持・拡充を検討します。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実施状況

● 実施施設（令和6年度）

4 施設

● 利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（単位：延べ人数）	165	222	237	266

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

（延べ登録者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
1年生	55	49	55	48	38
2年生	49	52	46	51	46
3年生	56	38	40	36	40
4年生	34	40	28	29	26
5年生	23	20	23	16	17
6年生	12	12	11	12	9
合計	229	211	203	192	176
②確保方策	240	240	240	240	240
②－①	11	29	37	48	64

確保の内容及びその実施時期

「新・放課後子ども総合プラン」に則った量の見込みに対応できる体制であることから、現状のサービス提供体制を維持し、供給確保を継続します。

④ 子育て短期支援事業

事業内容

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

実施状況

● 実施施設数（令和6年度）

2施設

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（単位：人）	0	0	0

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

前計画の期間中の利用実績の平均利用日数13日を量の見込みとします。

（延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13	13	13	13	13
②確保方策	15	15	15	15	15
②－①	2	2	2	2	2

確保の内容及びその実施時期

委託契約している施設等において、量の見込みに対応できる体制をするため、引き続き供給確保に努めるとともに委託契約施設等の追加を検討します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後0～2か月の乳児のいる全ての家庭を保健師・健康相談員などが訪問し、育児、子育て支援に関する情報提供や母子の健康状態、養育環境等の把握を行う事業です。

実施状況

本市では、本事業を直営で実施しており、保健センターの保健師等が乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うほか、相談援助を行っています。

● 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数（単位：人数）	110	102	90
訪問率（単位：％）	100	100	100

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

	（訪問件数）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84	84	83	80	78
②確保方策	84	84	83	80	78
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

乳児世帯全戸訪問事業については全数訪問の実施を目指し、必要な実施体制を維持していきます。

⑥ 養育支援訪問事業

事業内容

出産後間もない時期の養育者が疾病等の理由により、一時的に家庭での養育が困難となった場合等で要保護児童対策地域協議会にて支援が必要と認められた家庭を対象に保健師等が養育に関する専門的な相談支援を行います。

実施状況

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績（単位：延べ利用人数）	0	0	57

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

前計画の期間中の利用実績をふまえ月2回程度の利用を想定し、量の見込みとします。

（延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

養育支援訪問事業の中で提供していた「家事育児支援」については、制度改正により令和6年度から「子育て世帯訪問支援事業」に移行しました。本事業は専門的な相談援助として継続し、助産師や看護師等への事業委託によりサービス提供体制を確保します。

⑦ 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

実施状況

令和6年度から地域子ども・子育て支援事業制度に位置付けられた事業です。令和7年度から事業実施予定です。

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

養育支援訪問事業の利用実績等を踏まえ、週1回程度の利用を見込みます。

(延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	52	52	52	52	52
②確保方策	52	52	52	52	52
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

本市においては事業実績がないため、正確な量の見込みを把握することはできませんが、利用希望に沿ったサービス提供量が確保できるよう努めます。

⑧ 児童育成支援拠点事業

事業内容

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

実施状況

現在、本市では「児童育成支援拠点事業」は実施していません。

量の見込み及び確保方策

- 量の見込みの考え方

本市では、利用対象者が把握されていないことから、現時点では事業の実施予定はありません。

確保の内容及びその実施時期

今後利用対象者が把握された場合には、事業実施について検討します。

⑨ 親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

実施状況

現在、本市では「親子関係形成支援事業」は実施していません。

量の見込み及び確保方策

- 量の見込みの考え方

本市では、利用対象者が把握されていないことから現時点では事業の実施予定はありません。

確保の内容及びその実施時期

今後、利用対象者が把握された場合には、事業実施について検討します。

⑩ 地域子育て支援拠点事業

事業内容

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

実施状況

本市では、市内3カ所に設置した子育て支援センターにおいて「地域子育て支援拠点事業」を実施しています。

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実績（単位：延べ利用人数）	10,880	9,912	11,079

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

（延べ利用人数／月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,306	1,236	1,271	1,257	1,236
②確保方策	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

確保の内容及びその実施時期

利用を希望する就学前の親子等の全てに対応できる体制を維持できるように努めていきます。必要に応じて、出張ひろばの拡大等の対策を図ります。

⑪ 一時預かり事業

事業内容

● 幼稚園型

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児等を預かる一時預かり事業を実施します。

● 幼稚園型以外

短時間労働等により断続的な保育が必要な場合や保護者の疾病、入院等による緊急一時的に保育が必要な場合、保護者の子育てに伴う心理的・肉体的負担を解消するため、保育園、認定こども園、ファミリー・サポート・センター事業、夜間養護等（トワイライトステイ）施設において、子どもの一時預かりを行います

実施状況

● 実施施設

- ▶ 一時預かり事業（幼稚園型）：市内 0施設
- ▶ 一時預かり事業（幼稚園型以外）：一時預かり事業 7か所
：ファミリー・サポート・センター事業 1か所

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業（幼稚園型）（単位：延べ利用人数）	0	0	0
一時預かり事業（幼稚園以外）（単位：延べ利用人数）	5,363	3,909	2,905
ファミリー・サポート・センター事業（単位：延べ利用人数）	159	198	438

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

一時預かり事業（幼稚園型）

(延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 1号認定	1	2	2	2	2
2号認定	0	0	0	0	0
新2号認定	1	0	0	0	0
②確保方策 特定教育・保育施設	2	2	2	2	2
市内幼稚園	0	0	0	0	0
市外幼稚園等	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

一時預かり（幼稚園型以外）

(延べ利用人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,359	6,023	5,840	5,547	5,356
②一時預かり事業（幼稚園型を除く）	5,359	5,023	4,840	4,547	4,356
確保方 ファミリー・サポート・センター	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
夜間養護等（トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

幼稚園型の量の見込みについて、現在は、市内に幼稚園がないため他市町村への利用を勧めることで対応していますが、令和8年度以降は新設される保育所型認定こども園においても受け入れを行う予定です。

幼稚園型以外については、量の見込みに対応できる体制となっていますので、今後も引き続き、供給確保に努めていきます。

⑫ 病児保育事業

事業内容

病気のために保育所等での集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を実施します。

また、保児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を実施します。

実施状況

- 実施施設数
 - ▶ 病児対応型 : 2 施設
 - ▶ 体調不良児対応型 : 1 施設
- 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児対応型利用人数（単位：年間延べ利用人数）	249	319	838
体調不良児対応型利用見込み児童数（単位：年間延べ利用人数）	858	916	1,065

量の見込み及び確保方策

- 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,553	1,474	1,428	1,356	1,307
②確保方策	1,694	1,694	1,694	1,694	1,694
②－①	141	220	266	338	387

（延べ利用人数）

確保の内容及びその実施時期

病児対応型については、古川地区・神岡地区の2施設でニーズに対応可能です。引き続きサービス提供体制の維持に努め、供給体制を確保します。

⑬ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児対象）

事業内容

「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と、「育児の援助を行いたい人（提供会員）」を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。

実施状況

● 登録会員数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数（単位：か所）	1	1	1
依頼会員（単位：人）	204	211	248
提供会員（単位：人）	26	25	28

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学児（単位：延べ利用回数）	—	—	—

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

（延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11	10	9	9	9
②確保方策	11	10	9	9	9
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

小学校中学年までの子どもを対象としており、量の見込みに対する提供体制は確保されています。現状の提供体制を維持し、供給確保を継続します。

⑭ 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保するため、妊婦健康診査に係る費用を一定回数まで公費で負担します。

実施状況

- 実施施設：委託医療機関（5施設）
検査項目：国のガイドラインに準じ、市が決定するもの
- 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者（単位：人）	117	98	92
健診回数（単位：回）	1,405	1,321	971

量の見込み及び確保方策

- 各年度の推計出生数を交付者数として量の見込みを算出しました。

（延べ受診人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84	84	83	80	78
②確保方策	84	84	83	80	78
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及び其の実施時期

量の見込みに対する提供体制は確保されています。引き続き、本事業の提供に必要な体制の維持に努めます。

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

保護者の就労の有無にかかわらず、生後6か月から3歳未満までの未就園児が月一定時間を限度に保育所等を利用できる制度です。年齢の近い子どもや保育士と関わる機会を持つことで、子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者へ子育てに関する情報提供や助言などの支援を行います。

実施状況

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる事業です。令和6年度時点では、本事業は実施していません。

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

	(必要定員数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	3	3	6	5
②確保方策	—	3	3	6	5
②－①	—	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

令和8年度からの実施に向け、保育所等において受入体制の整備を進めていきます。

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談などにより、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐなど、相談その他の援助を行う事業です。

実施状況

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる事業です。本市では、国の制度に先駆け、平成16年から妊娠届出時、妊娠中及び産後の面接を市の保健センター職員が実施しています。

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出件数（単位：件）	112	99	86
平均面談回数（単位：回）	2.9	3.0	2.8
面談回数（単位：回）	325	297	243

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 妊娠届出件数	85	85	84	81	79
面談回数/件	3	3	3	3	3
面談回数	255	255	252	243	237
②確保方策 直営・面談回数	255	255	252	243	237
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

量の見込みに対する提供体制は確保されています。引き続き、本事業の提供に必要な体制の維持に努めます。

⑰ 産後ケア事業

事業内容

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、保健師、助産師等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う事業です。

実施状況

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる事業です。本市では平成30年度から委託により事業を実施しています。産後のお母さんと赤ちゃんの心身のケアと育児不安の解消のため、医療機関を利用した宿泊型やデイサービス型、助産師による家庭訪問型の産後ケアを実施しています。

● 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産後ケア事業延べ利用回数（単位：回）	139	156	370
うち、訪問型（単位：回）	137	146	361
宿泊型（単位：回）	0	8	9
デイサービス型（単位：回）	2	2	0

量の見込み及び確保方策

● 量の見込みの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき算出しました。

（延べ利用人数／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	730	730	722	696	678
②確保方策	730	730	722	696	678
②－①	0	0	0	0	0

確保の内容及びその実施時期

量の見込みに対する提供体制は確保されています。今後も委託先と連携により提供体制の維持に努めます。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられています。

今後、神岡地区においては、令和7年度末をもって双葉保育園と旭保育園を廃止し、令和8年度より新たに公私連携保育所型認定こども園を開設する予定としています。その他の地区については、それぞれの地域の状況を踏まえながら検討していきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭と子どもを対象として、利用者のニーズに応じた、また、本市で提供可能な子育て支援を充実させることが必要です。

当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることが重要であり、地域の人材を生かしながら、関係機関が連携して対応できるような体制を構築します。

5. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮について

全国的には、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。本市においても、技能実習等により外国につながる幼児が一定数在住しています。現状では特段の配慮や支援を必要としていませんが、今後、当該外国につながる幼児への教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって配慮や支援の必要が認められる場合には、支援策を検討します。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

本市では、児童の出生数は減少傾向が続いていますが、個別の支援を必要とする子どもの数は増加傾向にあります。個別の支援を必要とする子どもであっても、個々の特性や発達段階に応じた適切な支援を提供できるよう、保育士等教育・保育の提供に関わる人材の育成に取り組みます。

(3) 保育所等と小学校等との円滑な接続の推進と小学校等との円滑な接続の推進

本市では、保育園と小学校等との円滑な接続を推進するため、保小中連携協議会を組織して連携や情報共有に努めています。加えて、各地域の保育園と小学校が緊密に連携し、子どもや保護者のために情報交換や引継を実施することで、切れ目のない支援に繋がります。

(4) 保育士等に対する研修の充実等による資質向上

市内の公立及び私立保育園の保育士を対象とした保育士研修会のほか、保育所等訪問支援などを通じて市内の保育士の資質向上を図っています。

(5) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

国が定める処遇改善制度を適正に実施することに加え、私立保育所等に対しては施設運営補助金をはじめとした各種補助金等を交付し、各運営法人の良好な労働環境の構築を支援します。

(6) 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

各法令等に基づき、特定教育・保育施設等の指導監督等を適正に実施します。実施に当たっては、県と連携し、各施設の効果的な運営に資するよう努めます。

(7) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善

各教育・保育施設における自己評価や利用者アンケートの実施について支援や指導を行い、保育の質の確保や運営改善に繋がります。福祉サービス第三者評価については、必要性や効果を踏まえながら導入について検討していきます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月よりスタートした、幼児教育・保育無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」（新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等の利用料が対象）について、公正かつ適正に実施します。

本市では、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、毎月実績を取りまとめて給付を行っており、実績の取りまとめはひとつの係にて行うことで複数事業の利用があった際にも過誤がないよう努めています。

また、法に基づく事務の執行や権限の行使について、岐阜県の協力を必要とする場合は、担当部署と調整し慎重に対応していきます。

第5章 子ども・子育て支援、次世代育成に関する施策方針

「第3章3. 計画の体系」にて設定した、基本目標・施策方針ごとの基本施策を下記のとおり設定します。

1. ライフステージを通した支援の基盤づくり

(1) こどもまんなか社会の実現

- 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等に取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。
- いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるため、広報・啓発に取り組みます。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 遊びや体験活動は、子どもの健やかな成長の原点であり、遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識し、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、公園などの施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場の創出に取り組めます。
- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進します。
- 子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。
- 在留外国人の子どもや海外から帰国した子どもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を行います。
- 子どもが、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念の普及を図ります。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、知識の着実な普及に努めます。
- 子どもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

(3) 切れ目のない支援の提供

- 不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促す「プレコンセプションケア」の取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。
- 妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について支援を行います。
- 乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進します。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進めます。

- 慢性疾病や難病を抱える子どもが適切な支援を受けられるよう相談支援を行うとともに、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。

(4) 子どもの貧困対策

- 苦しい状況にある子どもを把握し、支援につなげる体制を強化します。また、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を推進します。
- 貧困の状況にある子どもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めるとともに、生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の施策を各担当間で連携し適切に実施します。

(5) 障がい児・医療的ケア児等への支援

- 障害のある子ども、発達に特性のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。
- 特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供に取り組みます。
- 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う地域生活安心支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実など、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等における統合保育を推進します。
- 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。
- 障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働などの関係者と連携して取り組みます。
- 特別支援教育については、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実に両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めます。

(6) 児童虐待の防止・社会的養護の推進

- 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を充実させます。
- 全ての子育て当事者が児童虐待とは無縁ではないという認識の下、子育てに困難を感じる家庭、子どものSOSをできる限り早期に把握し、支援を行います。
- 家庭支援、子どもや親子の居場所づくりの推進等を行うとともに、こども家庭センターが、地域の保育園、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防に取り組みます。
- 予期せぬ妊娠に悩む女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援に取り組みます。

- 子ども家庭福祉分野は、子どもと家庭の双方に対する高い専門性が求められるため、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得者の設置に取り組みます。
- 家庭での養育が困難又は適当でない、社会的養護を必要とする子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、子ども相談センターとの連携強化を図り、社会的養護の受け皿としての里親などの確保・充実に子ども相談センター及び子ども家庭支援センターと連携して取り組みます。
- ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

(7) 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進します。
- 子どもの性犯罪・性暴力被害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、啓発活動の実施等の取組を行います。
- 子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）を適切に運用します。
- 子どもが、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を行います。

2. ライフステージごとの支援を充実する

(1) 誕生前から幼児期までの支援の充実

- 不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。
- 里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進します。
- 産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。
- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。
- 予期せぬ妊娠等に悩む妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めます。
- 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マスキニング等を推進します。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を実施します。
- 新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を行います。
- 待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を提供します。あわせて、病児保育の充実を図ります。

- 安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもをはじめ様々な文化を背景にもつ子どもなど特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人一人の子どもの健やかな成長を支えます。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。
- 子どもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減に。

(2) 就学から義務教育修了までの支援の充実

- 子どもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるよう努めます。
- インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図ります。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、子どもを地域全体で育む、地域とともにある学校づくりと、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。
- 将来にわたり子どもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。
- 健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進します。
- 飛騨市産の食材を活用する取り組みなどによる学校給食の充実や、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。
- 全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、子どもの居場所となる子ども食堂や学習支援の場など居場所づくりを推進します。
- 子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童が生じないよう提供体制を維持します。
- 子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。
- 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保します。
- 子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。
- いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図り、いじめの未然防止教育を推進します。
- いじめ防止のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を行います。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家に相談できる環境の整備、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備します。

- 教職員による体罰や不適切な指導等については、教育委員会等において体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

(3) 青年期までの支援の充実

- 結婚を希望する方への出会いの機会・場の創出支援に取り組みます。
- ひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。
- 進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報発信を行います。

3. 子育て当事者を支援する

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- 幼児教育・保育の無償化や入園・入学に係る準備品の購入、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。
- 日本学生支援機構との併用が可能かつ無利子である飛騨市育英基金により、大学等への進学への経済的負担の軽減を実施します。
- 児童手当について、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての適正に給付します。
- 子どもに係る医療費等の負担軽減を県の制度と併せて行います。

(2) 地域子育て支援・家庭教育支援の充実

- 在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。
- 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組を継続します。
- 保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、出生から義務教育修了まで各年代ごとに家庭教育の機会を提供します。

(3) 共働き・共育で男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

- 地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進します。
- 男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、制度の周知・啓発を行います。

(4) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援及び住宅確保支援等に取り組みます。また、子どもに届く生活・学習支援について検討します。
- 子どもにとって不利益が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について支援を行います。

4. 社会全体で子育て支援を推進する

(1) 多様な声を施策に反映させる

- 市が行う子どもに関連する施設整備など、子どもの意見を聴取する機会を積極的に設け、実現可能な範囲でその意見を反映するよう務めます。
- 子どもが、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。
- 様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む団体や地域において子どもが主体となった活動がより充実するよう、必要な支援を行います。

(2) 子ども施策の共通の基盤となる取組を強化する

- 様々なデータや統計を活用するとともに、子どもや子育て当事者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善に取り組みます。
- 幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、地域で子どもや子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、子どもの健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。
- 地域におけるボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成するとともに、子どもの健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。
- 教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、教育委員会や福祉部局、学校・保育園等、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、医療機関子どもや子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会を活用し、その機能を強化し連携を図ります。
- 子どもに関する手続き等のデジタル化を推進します。
- 子どもや子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、「こどもまんなかアクション」の取組の周知を行います。

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、指標を設定し進行状況の評価を行います。また、基本目標に対する個別の事業に関する進捗管理は、毎年度実行計画の策定と実行計画に対する実績の確認を行います。

(1) 事業実施指標

対象となる指標は、本計画の対象となる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の中から、基本理念の実現に特に重要と思われる項目を選定しています。

■ 図 6-1：検証指標と目標値の設定

項目	基準値 (令和5年度)	計画終了時 (令和11年度)
未就学児の教育・保育に係る待機児童数	0人	0人
こども家庭センターの設置	未設置	設置
延長保育事業の実施施設	2施設	2施設
実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	実施	実施
放課後児童健全育成事業に係る待期児童数	0人	0人
子育て短期支援事業の実施施設数	2施設	2施設
乳児家庭全戸訪問事業に係る訪問率	100%	100%
養育支援訪問事業の事業委託先数	1事業者	2事業者
子育て世帯訪問支援事業に係る利用世帯数	—	5世帯
地域子育て支援拠点事業を行う施設数	3施設	3施設
一時預かり事業を行う施設数	7施設	6施設
病児保育事業を行う施設数	2施設	2施設
ファミリー・サポート・センター提供会員数	28名	30名
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用可能施設	0施設	5施設
妊婦健康診査事業	5施設	5施設
妊婦等包括相談支援事業に係る面談実施率	100%	100%
産後ケア事業の利用率	100%	100%

(2) 観測指標

この指標は、地域の子育てに関する情勢やトレンドを把握し、市政の立案につなげるため継続的に観測する指標として位置付けます。

観測指標		基準値 (データ時点)	内容
出生数	厚生労働省「人口動態調査」	105人 (令和4年)	各年における出生数の変化を観測します。
合計特殊出生率	県「飛騨の公衆衛生」	1.78 (令和4年)	中長期的に出生に係る動向を分析します。
年齢区分別人口	総務省「国勢調査」	15歳未満 2,393人 15～64歳 11,032人 65歳以上 9,102人 (令和2年)	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」と実際の人口を比較し、傾向を分析します。
	県「人口動態統計調査」	15歳未満 2,048人 15～64歳 10,102人 65歳以上 8,654人 (令和6年10月1日)	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」と実際の人口を比較し、傾向を分析します。
就業者数	総務省「国勢調査」	15歳以上人口(女性) 10,499人 労働力人口(女性) 5,452人 就業者数(女性) 5,382人 15歳以上人口(男性) 9,635人 労働力人口(男性) 6,655人 就業者数(男性) 6,488人 (令和2年)	労働力率及び就業率を比較し、働き手の動向を分析します。
ひとり親世帯数	総務省「国勢調査」	母子世帯 129世帯 父子世帯 39世帯 (令和2年)	ひとり親世帯の増減の動向を分析します。

第7章 資料編

1. 前計画の個別事業の実績と評価

事 業	評価	評価と目標	
		実績 (令和5年度)	目標 (令和6年度)
1「子どもからの視点」に基づく施策の展開			
(1) 幼児期の教育・保育の充実			
1) 質の高い幼児教育、保育の提供			
①保育士等の研修の実施	—	—	—
2) 多様な保育サービスの充実			
①延長・休日・一時保育の充実	B		
12時間開所園		1園	3園
休日保育実施園		2園	2園
②未満児保育の充実	A		
待機児童数		0人	0人
③病児・病後児保育の体制整備	A	2地区	2地区
④市立保育園の運営体制の検討	A		
さくら保育園		民営化	民営化
増島保育園		民営化	民営化
⑤多子世帯に対する保育料の優遇	—	—	—
(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・サービスの充実			
1) 児童の健全育成			
①放課後児童クラブの充実	A		
待機児童数		0人	0人
②全天候型の遊び場の充実	B	0箇所	1箇所
2) 次代の親を育成する取り組みの推進			
①中学生と乳幼児のふれあい体験学習	—		
開催回数		廃止	6回
参加人数（中学生）			170人
②思春期保健対策の充実（学校健康教育の充実）	A	100%	100%
3) 子どもの居場所づくり			
①児童公園の整備	A		
遊具の修繕・更新		17,283千円	3,300千円
トイレ水洗化		0箇所	1箇所
トイレバリアフリー化		1箇所	5箇所
公園施設バリアフリー化		1箇所	1箇所

事業	評価	評価と目標	
		実績 (令和5年度)	目標 (令和6年度)
②図書館・公民館等の活用	B		
やんちゃっこタイム		65人	100人
きらきらタイム		81人	240人
ぴよぴよタイム		141人	180人
ひよっこひろば		152人	200人
③みんなの居場所づくり	—	—	—
2「保護者からの視点」に基づく施策の展開			
(1) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進			
1) 子どもの成長に合わせた心と身体の健康づくり			
①不妊・不育症治療への支援	A		
特定不妊治療助成延数（妊娠成立者数）		11（1）人	33（6）人
一般不妊治療助成延数（妊娠成立者数）		4（0）人	16（5）人
不育症治療費助成延数（妊娠成立者数）		0（0）人	1（1）人
特定不妊治療・不育症治療通院助成延数		12人	35人
②健康診査費助成事業の実施	A		
新生児聴覚検査の実施		○	○
妊婦一般健康診査費助成の実施		○	○
妊婦歯科検診費助成の実施		○	○
産後2週間健診費助成の実施		○	○
産後1か月健診費助成の実施		○	○
③乳幼児健診・相談事業の充実	A		
乳幼児健診の参加率		100%	100%
乳幼児相談の参加率		100%	100%
④妊産婦の保健指導の充実	A		
母子手帳交付数		86件	100件
パパママ教室への初産夫婦の参加率		33.3%	60%
妊婦訪問実施率		100%	100%
エジンバラ産後うつ病質問票実施率		100%	100%
⑤産後ケア助成事業	A		
産後ケア事業の実施		○	○
⑥子育て支援ヘルパー派遣事業	A		
子育て支援ヘルパー派遣事業の実施		○	○

事 業	評価	評価と目標	
		実績 (令和5年度)	目標 (令和6年度)
2) 小児医療体制の充実			
①予防接種の実施	A		
接種体制の維持		○	○
麻しん・風しん接種率（1期）		84.2%	95%以上
麻しん・風しん接種率（2期）		95.0%	95%以上
②救急・夜間医療機関の周知・徹底	A		
子どもの急病ガイドブックの配布		○	○
H P 掲載や広報掲載		○	○
③乳幼児医療費助成制度	—	—	—
3) 食育の推進			
①妊婦・乳幼児の栄養指導の充実	A		
栄養指導延べ人数		826人	940人
②農作業や調理を取り入れた食指導の推進	S		
まめっ子キッチン		6園	1園以上
元気もりもり教室・元気わくわく料理教室		15回	5回以上
キッズぱくぱく教室（J A主催）		5園各3回	3回／園
食農教室の展開		1園	1園
(2) 安心と喜びの子育て			
1) 家庭教育の充実			
①家庭教育学級の充実と交流促進	A		
子育て支援センター		3箇所	3箇所
保育園		6園	8園
小中学校		8校	8校
②子育て支援・家庭教育関係部署の連携強化	B		
研修会		2回	3回
部会		2回	2回
2) 子育て支援センター等の機能強化及び子育て支援事業の充実			
①子育て親子の交流の場の提供と交流促進	A		
登録者		408人	600人
延べ利用者		11,079人	17,500人
②子育て等に関する相談・援助の実施	A	5箇所	5箇所
③地域の子育て関連の情報の提供	S	1,702人	650人
④子育て及び子育て支援に関する講習などの実施	B	21人	30人
⑤ブックスタート事業の継続	A	70%	75%
⑥入園・入学準備品支援事業	A	95.3%	99.0%

事 業	評価	評価と目標	
		実績 (令和5年度)	目標 (令和6年度)
(3) 支援を必要とする児童生徒への取り組みの推進			
1) 児童虐待防止体制の連携強化			
①相談体制の充実	—	—	—
②要保護児童及びDV対策地域協議会の充実	B		
代表者会議の開催		1回	1回
実務者会議の開催		1回	3回
2) ひとり親家庭等の自立支援の推進			
①自立支援への相談体制の強化	A		
母子父子自立支援員数		2人	2人
②経済的支援の実施 (母子・父子家庭等医療費助成制度／児童扶養手当制度)	—	—	—
3) 障がい児支援体制の充実			
①発達に応じた適切な療育の推進	—	—	—
②保育園での障がい児受入の促進	—	—	—
③発達における相談対応内容の充実	—	—	—
④特別支援教育を通じた学級環境の充実	S		
児童生徒支援員数		22人	21人
⑤経済的支援の実施	—	—	—
3「地域からの視点」に基づく施策の展開			
(1) 地域による子育て支援の輪を広げる			
1) 子育て支援のネットワークづくり			
①育児ボランティア活動の育成と支援	B		
子育てサポーター登録者数		27人	35人
②ファミリー・サポート・センター事業の充実	A		
活動件数		438件	300件
提供会員数		28人	35人
2) 子どもの活動拠点の充実			
①子どもたちのボランティア活動の推進	C		
ジュニアリーダー派遣回数		5回	15回
研修会の参加回数		1回	3回

事業	評価	評価と目標	
		実績 (令和5年度)	目標 (令和6年度)
②スポーツ少年団活動の推進	B		
団員数		453人	400人
(小学生の登録割合)		46.2%	40.0%
指導者総数		104人	130人
大会等遠征補助		4団体	10団体
(補助額)		276千円	300千円
③さまざまな活動拠点の支援	B		
学校支援者活用時間数		997h	1,129h
部活動外部指導者指導回数		820回	1,000回
3) 地域性を活かした体験学習の充実			
①体験学習の充実	B		
学校支援者活用時間数		997h	1,129h
②祭りや伝統文化の伝承	A		
地元祭への参加率		100%	100%
③スタディーサポーター（学習支援員）	A		
スタディーサポーターの活用率		100%	100%
(2) 子育てと仕事の両立支援の充実			
1) 両立しやすい職場環境づくり			
①女性の働きやすい職場環境整備の啓発	A		
訪問延数		120回	125回
②企業PRサイトで市内優良企業の取り組み紹介	A		
紹介企業数		10企業	15企業
(3) 安全で子育てにやさしい生活環境づくり			
1) 安全で快適な公共施設などの整備			
①公共施設等のバリアフリー化の推進	—	—	—
2) 交通安全への取り組み推進			
①道路環境対策の推進	—	—	—
②交通安全教育の推進	A		
啓発用品購入額		119,037円	100,000円
③関係機関の連携	A		
交通安全運動の実施		○	○
3) 地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進			
①地域による見守りや声かけ活動の醸成	C		
おじさんおばさん運動 新規登録		37	150人
健全育成を考える会開催数		1回	2回

事業	評価	評価と目標	
		実績 (令和5年度)	目標 (令和6年度)
②子どもを取り巻く有害環境対策の推進 啓発車両によるパトロール	B	毎月数回	毎週1回
③飛騨市青少年育成推進連絡協議会の取り組み 研修会の開催 外部団体との連携	B	1回 6回	1回 9回
4) 子育て世帯を支える環境整備			
①住宅新築・購入支援助成事業 若年世帯交付件数	—	32件	—
4「飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業」の展開			
(1) 飛騨市社会福祉協議会の次世代育成に関わる事業			
①子育てサロン事業	A	2回	8回
②親子いきいきふれあい事業	A	1回	1回
③放課後等デイサービス「なかよしキッズ」 利用契約者数	A	30人	30人
④イクメン支援事業 実施会場数	A	1会場(3回)	2会場

飛騨市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

〔事務局〕 飛騨市 市民福祉部 子育て応援課

〒509-4213 飛騨市古川町若宮二丁目1番60号

TEL：0577-73-2458 FAX：0577-73-6373
